(別紙3) 借受人等への連絡・通知業務に関する送付書類一覧

1-1. 償還免除申請書類

判定年度以降における償還免除事務を行うため償還免除申請書類等を資金種類別に償還免除の申請対象となる借受人に送付する。

償還残額のお知らせ及び償還滞納に対する督促とあわせて、決められた時期 に送付する。

1-2. 償還免除承認通知

償還免除申請書類の提出があった借受人のうち、償還免除の対象となる借受人に承認決定した旨の通知を送付する。なお、承認通知(償還免除の対象)を送付する割合は、償還免除申請書類の提出があった借受人のうち90%を想定。

○対 象:資金種類別に償還免除の対象となった借受人。

○発送日:償還免除承認決定後随時送付する。

1-3. 償還免除不承認通知

償還免除申請書類の提出があった借受人のうち、償還免除の対象とならなかった借受人に不承認決定した旨の通知を送付する。なお、不承認通知(償還免除の対象外)を送付する割合は、償還免除申請書類の提出があった借受人のうち10%を想定。

○対 象:資金種類別に償還免除の対象外となった借受人。

○発送日:償還免除不承認決定後随時送付する。

2-1. 払込取扱票

本会の運用方法に応じて、払込取扱票を必要枚数分送付する。払込取扱票での入金確認作業の簡略化に向け、払込票には借受人関係者コードおよび貸付コードを印字する。

- ○対 象:資金種類別に償還免除の対象外となった借受人および償還免除申請書類が提出されなかった借受人。
- ○発送日: 償還残額のお知らせ及び償還滞納に対する督促とあわせて、決められた時期に送付する。

2-2. 口座振替依頼書

本会の運用方法に応じて、口座振替依頼書を送付する。その際、口座振替依頼に関する留意事項、手続き・スケジュールに関する説明書を同封する。

- ○対 象:資金種類別に償還免除の対象外となった借受人および償還免除申請書類が提出されなかった借受人。
- ○発送日: 借受人からの申し出により、随時送付する。
- ○その他:借受人より口座振替依頼書による送金の返信があった場合、金融 機関と必要な手続きを行い、口座振替開始日が決定した際は、口座振替開 始日を通知する。

4. 償還残額のお知らせ

発送時期などに関する本会の運用に従い、決められた時期に償還残額のお知らせを送付する。

5. 償還滞納に対する督促

滞納回数などに関する本会の運用に従い、決められた時期に償還滞納に対する督促を送付する。

6. 最終償還期限到来のお知らせ

発送時期などに関する本会の運用に従い、決められた時期に最終償還期限到 来のお知らせを送付する。

7. 償還完了のお知らせ

発送時期などに関する本会の運用に従い、決められた時期に最終償還期限到 来のお知らせを送付する。